

リトアニアの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

リトアニア共和国（リトアニア語では「Lietuvos Respublika」）（以下「リトアニア」という）は、バルト三国のうち最も南に位置する共和制国家である。西はバルト海に面し、北はラトビア、東及び南東はベラルーシ、南西はポーランド及びロシアの飛地領であるカリーニングラード州に接している。公用語はリトアニア語である²。とくに近代以降は、ドイツ及びソ連による侵略と支配という悲哀と苦難に満ちた歴史を有する。日本ではとくに、第二次世界大戦中、杉原千畝がリトアニアの領事館に赴任していた当時、ナチス・ドイツの迫害を逃れて来たユダヤ人等の避難民約 6000 人に対してビザ（通過査証）を発給し、多くの人命を救ったという話が有名である。

リトアニアは、14～16 世紀にはヨーロッパ屈指の大国であった。即ち、1236 年にリトアニア大公国が成立し、1386 年にはポーランド＝リトアニア連合が形成され、1569 年にはポーランド・リトアニア共和国が成立し、広大な領土を有していた。しかし、その後は勢力が衰え、プロイセン、オーストリア及びロシアの 3 か国により国土を分割され、1795 年にリトアニアは帝政ロシア領とされた。第 1 次世界大戦後、1918 年にリトアニア共和国として独立宣言を行ったが、独ソ不可侵条約の附属秘密議定書に基づき、1940 年にソ連に編入された。リトアニアは、第 2 次世界大戦後は、ソ連の構成共和国となっていたが、1990 年に独立を宣言し、1991 年にはソ連の国家評議会が独立を承認した。その後、民主主義国家として独自の道を歩み始めたリトアニアは「欧州への回帰」を目指し、2004 年 3 月には NATO に、また、同年 5 月には EU に加盟した。

リトアニア法は、伝統的に、周囲の外国法の影響を強く受けてきた。とくにポーランド・リトアニア共和国がプロイセン、オーストリア及びロシアの 3 か国により国土を分割されていた時代（1795 年～1918 年）には、リトアニアでは、ロシア法が適用された（但し、地域によっては、フランス法が適用された地域、及びドイツ法が適用された地域もあった）。1940 年にソ連の構成国に組み入れられた後はソ連法が適用されたが、ソ連からの独立を果

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<http://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² リトアニア語は、インド＝ヨーロッパ語族の中でも、最もインド＝ヨーロッパ祖語の古い特徴を残しているとされ、言語学上注目を集めてきた（櫻井映子著『ニューエクスプレス リトアニア語』（白水社、2007 年）8 頁）。

たした後は西欧諸国の法制度を参考に、西欧型の新たな法制度を構築してきた。とくに 2004 年の EU 加盟に伴い、EU 法の影響が強くなっている。現時点でのリトアニアの通貨はリタス（リトアニア語では「litas (Lt)」）であるが、2015 年 1 月 1 日よりユーロを導入する予定である。

II 憲法

現行のリトアニア憲法典は、1992 年に成立したものであり、全 154 条から成る³。リトアニア憲法は、北欧及びドイツの憲法をモデルとしており、第 1 次世界大戦と第 2 次世界大戦の間にリトアニアが独立国であった当時の憲法の伝統を取り入れ、国際的な人権条約の内容に合致させ、ソ連時代の福祉国家の特徴も継受している点に特色があるといわれている⁴。

表 1 : リトアニア憲法典の主な体系

第 1 章 リトアニア国	第 1 条～第 17 条
第 2 章 人及び国	第 18 条～第 37 条
第 3 章 社会及び国	第 38 条～第 45 条
第 4 章 国民経済及び労働	第 46 条～第 54 条
第 5 章 国会	第 55 条～第 76 条
第 6 章 共和国大統領	第 77 条～第 90 条
第 7 章 リトアニア共和国内閣	第 91 条～第 101 条
第 8 章 憲法裁判所	第 102 条～第 108 条
第 9 章 裁判所	第 109 条～第 118 条
第 10 章 地方自治及び地方政府	第 119 条～第 124 条
第 11 章 財政及び国家予算	第 125 条～第 132 条
第 12 章 会計検査	第 133 条～第 134 条
第 13 章 外交政策及び国防	第 135 条～第 146 条
第 14 章 憲法改正	第 147 条～第 149 条
末尾規定	第 150 条～第 154 条

1 統治機構

リトアニアの国家権力は、「国会」、「共和国大統領及び内閣」、「司法」によって行使され

³ 本稿における憲法の内容の記述にあたっては、山岡規雄著「リトアニア共和国憲法」(『外国の立法 238 号』(国立国会図書館調査及び立法考査局編、2008 年) 所収) 119 頁以下を参照した。

⁴ 山岡・前掲書 120 頁。

るものとされ、三権分立制が採用されている（5条1項）。

（1）国会

リトアニアの国会（リトアニア語では「Seimas」）は、一院制が採られており、任期4年の141名の国会議員により構成される（55条1項）。国会議員のみが、首相又は閣僚に任命されることができる（60条2項）。

国会の権限としては、①憲法改正案の審議・採択、②法律案の可決、③国民投票に関する決議、④大統領選挙の公示、⑤国家機関の設置、その長の任命・罷免、⑥大統領により推薦された首相候補者の承認・不承認、⑦首相により提出された政策綱領の審議・決定、⑧内閣の提案に基づき、省の設置・廃止、⑨首相又は閣僚に対する不信任の表明、⑩憲法裁判所及び最高裁判所の裁判官及び長官の任命、⑪予算の承認、予算執行の監視、⑫国際条約の批准・破棄等が挙げられる（67条）

国会において立法発案権を有するのは、①国会議員、②大統領、③政府、及び④5万人以上の選挙権者である（68条）。法律案は、出席議員の過半数の賛成により、可決される（69条2項）。憲法的法律については、国会議員総数の過半数の賛成により可決され、国会議員総数の5分の3以上の投票により改正される（69条3項）。

国会により可決された法律の送付から10日以内に、大統領は、①法律に署名して正式に公布するか、又は②再審議のために、理由を付して国会に差し戻すかしなければならない（71条1項）。国会に差し戻されて再審議された法律は、①大統領による修正又は追補が可決された場合、②国会議員総数の過半数の賛成により可決された場合、③憲法的法律について国会議員総数の5分の3以上の賛成があった場合、採択されたものとみなされる（72条2項）。

（2）共和国大統領

リトアニアの大統領は「国家元首」である（77条1項）。大統領の任期は5年で、直接選挙により選出され、三選は禁止されている（78条2項・3項）。大統領は、国会議員その他の職務を兼任してはならず、また、新たな大統領選挙運動開始の時まで、いかなる政党及び政治団体の活動もしてはならない（83条）。

大統領は、憲法上、様々な権限を有する。例えば、①外交政策の基本問題について決定し、内閣とともに外交政策を指揮すること、②国際条約を締結し、批准のために国会に提出すること、③国会の同意を得て首相を任命し、首相に組閣を命じ、内閣の構成を承認すること、④国会の同意を得て首相を罷免すること、⑤首相の提案に基づき、閣僚を任命・罷免すること、⑥国会に最高裁判所裁判官の候補者を推薦し、最高裁判所長官の任命を国会に提案すること等である（84条）。大統領は、その権限を行使するにあたり、大統領令を発する（85条1文）。

(3) 内閣

内閣は、首相及び閣僚により構成される（91条）。首相は、国会の同意を得て、大統領により任命・罷免される（92条1項）。閣僚は、首相の提案に基づき、大統領により任命・罷免される（92条2項）。首相は、任命後15日以内に、内閣の構成を国会に対して提示し、政策綱領を審議のために国会に提出する（92条3項）。

内閣は、憲法上、様々な権限を有する。例えば、①国事を司り、国の安全保障及び公共の秩序を守ること、②法律、国会の決議及び大統領令を執行すること、③省とその他の機関の活動を調整すること、④予算案を作成し国会に提出すること、及び決算を国会に提出すること、⑤法律案を作成し、審議のために国会に提出すること等である（94条）。

内閣は、閣議において、その構成員の過半数の決議により決定を行う（95条1文）。内閣又は各閣僚は、国会の要請に基づき、その活動について報告しなければならない（101条1項）。内閣は、①国会が2度続けて、新たな内閣の政策綱領に同意しなかった場合、②国会が、国会議員総数の過半数により内閣又は首相の不信任を表明した場合、③首相が辞職又は死亡した場合、④国会議員選挙の後、新たな内閣が組織された場合には、総辞職しなければならない（101条3項）。国会が、国会議員総数の過半数により閣僚の不信任を表明した場合、当該閣僚は辞職しなければならない（101条4項）。

(4) 憲法裁判所

憲法裁判所は、法律及びその他の国会の法令が憲法に違反するか否か、並びに大統領令及び政令が憲法又は法律に違反するか否かを決定する機関である（102条1項、105条1項・2項）。憲法裁判所は、任期9年（3年ごとに3分の1ずつ新たに任命される）で再任禁止の裁判官9名により構成される。国会は、大統領、国会議長及び最高裁判所長官により提案された候補者の中から3名を任命する（103条1項）。また、国会は、大統領の提案に基づき、憲法裁判所裁判官の中から、憲法裁判所長官を任命する（103条2項）。憲法裁判所裁判官となる者は、高い名声を有し、法学の高等教育を受け、法曹として又は法学教育の分野で10年の職業歴のあるリトアニア市民でなければならない（103条3項）。

(5) 司法裁判所

司法権を行使する裁判所には、最高裁判所、リトアニア控訴院、地域裁判所及び地方裁判所の4種がある（111条1項）。司法裁判所の裁判官は、憲法に違反する法律を適用することはできない（110条1項）。もし、裁判官が、具体的事件に適用される法律等が憲法に違反すると確信する根拠がある場合には、当該事件の審理を停止し、憲法裁判所に、当該法律等が憲法に違反するか否かを決定するよう移送する（110条2項）。裁判官は、選挙又は任命される職務を兼任してはならず、いかなる営利活動にも従事してはならず、また、いかなる政党及び政治団体の活動にも参加してはならない（113条）。裁判手続は、公用語であるリトアニア語で行われる（117条2項）。リトアニア語を理解できない者は、通訳を付して、

調査・裁判活動に参加することができる（117条3項）。

（6）国会監督官

リトアニア憲法は、「国会監督官」について規定している。これは、国及び地方自治体の職員（裁判官を除く）による権限濫用及び官僚主義に関する市民の苦情について審査し、責任を有する職員を罷免するために裁判所に提訴する権限を有する者である（73条1項）。

（7）国民投票

国及び国民の生活に関する最も重要な問題については、国民投票（レファレンダム）により決定される（9条1項）。国民投票は、法律で定められた場合には国会により、また、30万人の有権者が要求した場合に、公示される（9条2項・3項）。

（8）憲法改正

憲法の改正又は追補の提案は、国会議員の4分の1以上の会派又は30万人以上の有権者により国会に提出される（147条1項）。

憲法改正の決議要件は、憲法のどの部分を改正するかにより、異なっている。1条（「リトアニア国は、独立した民主的な共和国である。」）の規定は、必ず国民投票により、選挙権者の4分の3以上の賛成がなければ、改正することができない（148条1項）。また、1章（「リトアニア国」）及び14章（「憲法改正」）の規定は、必ず国民投票によらなければ、改正することができない（148条2項）。その他の規定については、国会において2度の審議及び投票を行い、各投票の間には3か月以上の期間を置き、各投票において国会議員総数の3分の2以上の賛成があった場合に、採択されたものとされる（148条3項）。

1992年の憲法制定以後、EU加盟に伴う改正、外国企業による土地所有を認めるための改正等を含め、7回の改正が行われた⁵。

2 人権

リトアニア憲法は、詳細な人権カタログを有しており、日本国憲法で規定されているような人権は、ほぼ同様に保障されているといえる。

リトアニア憲法の中で特徴的な規定としては、例えば、以下のものが挙げられる。

- ① 「信条を表明し、情報を伝達する自由」は保障されるが、中傷及び虚偽情報による民族的、人種的、宗教的又は社会的憎悪、暴力及び差別の扇動は、この限りでない（25条4項）。
- ② 市民は、国家機関又は公務員の活動を批判し、その決定に対して異議を申し立てる権利が保障され、批判に対する訴追は禁止される（33条2項）。
- ③ 民族共同体に属する市民は、その言語、文化及び慣習を支援する権利を有する（37条）。

⁵ 山岡・前掲書 123頁。

市民の民族共同体は、その民族文化、教育、慈善事業及び相互扶助について独立して規律する。国は、民族共同体に対し、支援を与える（45条）。

- ④ 子どもの義務は、両親を尊敬し、老齢期に介護し、及びその財産を保護することである（38条7項）。
- ⑤ 法律は、出産前後の働いている母親に対し有給休暇を与え、働きやすい労働条件及びその他の便宜を提供する（39条2項）。
- ⑥ リトアニア共和国において、外国の法主体は、憲法に従って、土地、河川湖沼及び森林の所有権を取得する（47条3項）。
- ⑦ 土地及び地下を破壊すること、水質及び大気を汚染すること、環境に対し放射能の影響を及ぼすこと並びに野生動物及び植生に損失を与えることは、法律により禁止される（54条2項）。

3 法令及び判決例

リトアニアの法体系は、憲法、憲法的法律、批准された条約、法律、その他の法律施行のための法形式（大統領令、政令等）等から構成される。

リトアニアの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。例えば、民法、会社法等がある。リトアニアの裁判所による判決例については、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていない。

4 欧州連合（EU）の影響

リトアニアは「欧州への回帰」を目指し、2004年3月にはNATOに、また、同年5月にはEUに加盟した。現時点でのリトアニアの通貨はリタス（リトアニア語では「litas (Lt)」）であるが、2015年1月1日よりユーロを導入することになっている。ユーロ導入により、リトアニアでは、為替リスクの回避、国境を越える貿易の増大等のメリットが見込まれている。

III 民法

前述したとおり、リトアニアが帝政ロシアに支配されていた時代（1795年～1918年）には、リトアニアでは、基本的にロシアの法制度が適用されていた。その後、リトアニアは、一旦独立を果たしたが、間もなくソ連の支配下に置かれた。リトアニアがソ連の構成国であった時代には、1964年のロシア共和国民法典が用いられていたが、リトアニア独立後、2000年に新しい民法典が制定され、2001年から施行されている。この新しいリトアニア民法典は、1992年オランダ民法典、1991年ケベック民法典、フランス・ドイツ・スイスの古い民

法典、国際統一契約法等のヨーロッパ法及び国際法の影響を受けたといわれている⁶。

現行のリトアニア民法典には、民法と商法の区別はなく、商法的色彩の濃い規定を民法典の中に含んでいる。

表 2：リトアニア民法典の主な体系（2011 年 4 月 11 日最終改正）⁷

編 ⁸	部
第 1 編 総則	民法及びその適用、取引、私権の対象、期限、私権の行使及び保護
第 2 編 人	自然人、法人、代理
第 3 編 家族法	総則、婚姻、婚姻財産の権利義務、親子相互の権利義務、養子縁組、家族の他の構成員の権利義務、後見及び保佐、身分上の行為の届出
第 4 編 財産法	物、物権
第 5 編 相続法	
第 6 編 債務法	総則、契約法、他の原因に起因する債務、典型契約

表 2 のとおり、リトアニア法は、基本的には、「人」、「財産」、「債務」の順に規定が配置されており、フランス民法に近い体系をとっている。それとともに、とくに「第 1 編 総則」や第 3 編及び第 6 編の「総則」にみられるように、ドイツ民法が採用する「パンデクテン方式」（共通する法原則を抽出して総則として規定する等の体系化を特徴とする）の特徴も一部に有している。

IV 会社法

リトアニアに投資する外国企業の多くは、リトアニアに支店を開設するか又は子会社を設立することになる。支店は、外国企業の一部であり、独立した法人格を有しない。これに対し、子会社は、外国企業から独立した法人格を有するリトアニア法人である。

表 3：リトアニアで設立が認められている主な会社

名称	リトアニア語（略称）	説明

⁶ 埜陽子著「リトアニア家族法」(『撰南法学 第 29 号』(撰南大学法学部、2003 年) 所収) 155 頁。

⁷ リトアニア民法典の英訳は、例えば、WIPO のウェブサイトに掲載されている (2011 年 4 月 11 日最終改正)。

<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/lt/lt073en.pdf>

⁸ リトアニア民法典の条文番号は、各編ごとに付されることに注意されたい。

公開有限会社	Akcinė Bendrovė (AB)	出資額を限度とする有限責任。最低資本金額は 150,000 リタス。株主の数は制限なし（1人でもよい）。株主総会と取締役は必須だが、取締役会と監査役は任意。
非公開有限会社	Uždaroji Akcinė Bendrovė (UAB)	出資額を限度とする有限責任。最低資本金額は 10,000 リタス。株主は 1人以上 250 人未満。株主総会と取締役は必須だが、取締役会と監査役は任意。

リトアニアの 2003 年会社法によると、公開有限会社及び非公開有限会社のいずれについても、出資者は出資額の限度で責任を負う。資本金額はリトアニアの通貨であるリタス (Lt) で決定される必要があるが、公開有限会社の場合は 150,000 リタス (約 43,500 ユーロ)、非公開有限会社の場合は 10,000 リタス (約 2,900 ユーロ) が最低資本金額とされている。出資は金銭出資だけでなく現物出資でも可能である。

上記のとおり、公開有限会社と非公開有限会社とでは最低資本金額には大きな違いがあるほか、公開有限会社の株主の人数にはとくに制限がないのに対し、非公開有限会社では、株主は多くても 250 人未満とされている。両者の相違点を考慮の上、どのような会社形態を選ぶかを定める必要がある。

V 民事訴訟法

リトアニアの民事訴訟事件を取り扱う裁判所には、最高裁判所（1 か所）、リトアニア控訴院（1 か所）、地域裁判所（5 か所）及び地方裁判所（49 か所）の 4 種がある⁹（憲法 111 条 1 項）。地方裁判所は、原則的な民事事件の第一審管轄裁判所である。地域裁判所は、法律で定められた一定の事件についての第一審を管轄するとともに、地方裁判所の下した第一審判決に対する控訴事件をも管轄する裁判所である。リトアニア控訴院は、地域裁判所の下した第一審判決に対する控訴事件を管轄するとともに、地域裁判所の下した控訴審判決に対する上告事件をも管轄する裁判所である。最高裁判所は、リトアニア控訴院の下した控訴審判決に対する上告事件を管轄する¹⁰。

リトアニアでは、1918 年から 1940 年までの間、1864 年ロシア帝国裁判法が適用されていた。そして、1940 年から 1990 年までの間は、社会主義型の民事訴訟法（とくに、1964 年に新たに発効したソ連の民事訴訟法）が適用されていた。ソ連の民事訴訟法においては、

⁹ 裁判所の数については、下記ウェブサイトを参照。

<http://www.teismai.lt/en/courts/judicial-system/>

¹⁰ 山岡・前掲書 122 頁。

裁判所が万能の権限を有するという極めて職権主義的色彩の強いものであった¹¹。

リトアニアの独立後、上記のようなソ連型の民事訴訟法を改正する必要が生じた。リトアニアの新しい民事訴訟法は、2002年2月28日に可決され、2003年1月から施行された¹²。これは、1895年のオーストリア民事訴訟法をモデルとするものであり、旧法と比べ、例えば、以下のような特徴を有する¹³。

- ① 案件の適切な進行のために、裁判所も当事者も協働しなければならないこととした。
- ② 当事者は、案件審理の集中化に配慮し、その主張及び証拠を適時に過不足なく提出しなければならないこととした。
- ③ より早期に提出することが可能であった証拠が遅れて提出された場合、裁判所は、その証拠を取り調べなくてよいものとした。
- ④ 第一審裁判所では口頭主義が原則であるものの、書面での準備の方が効率的である場合、当事者が書面審理に合意している場合、督促手続や少額事件の場合等には、書面審理が行われるものとした。
- ⑤ 国家機関等が発効した公的書証には通常よりも大きな証明力を認めることとした。
- ⑥ わずかな例外を除き、弁護士強制主義を採用した。
- ⑦ 訴訟書類を弁護士から相手方弁護士（及び裁判所）に直送することを認めた。
- ⑧ 訴訟審理のための準備の方法として、書面による準備手続（両当事者が弁護士を選任している場合等に適用）と口頭による準備手続（当事者が弁護士を選任しておらず、且つ十分な訴訟追行能力が無い場合や、和解の成立する可能性がある場合等に適用）の両方を定めた。
- ⑨ 訴えに複数の請求がある場合（例えば、離婚と財産分与の請求）に、一部の請求（離婚の請求）に対して先に判決を下すことができるようにした。

VI 刑事法

リトアニアの刑法及び刑事訴訟法は、2003年に改正された。リトアニアにおける犯罪行為は、重罪と軽罪とに分けられる。

リトアニアにおける刑事手続の概略は、次のとおりである。即ち、犯罪行為が行われた場合、最初に、訴訟前の捜査が行われる。捜査は、検察官が起訴状を完成するまでの段階を指す（捜査を終わらせるべき事由がある場合を除く）。なお、検察官の役割は、①捜査の手配及び指示を行うこと、②刑事事件において国を代理して起訴し公判を維持すること等にある。

地方裁判所又は地域裁判所における第一審段階では、まず、裁判官は、公判審理を行うに

¹¹ ヴィタタス・ネクロシウス著、安達栄司訳「バルト三国における民事訴訟改正の動向」（『立命館法学 326号』（立命館大学法学会、2009年）所収）406頁。

¹² ヴィタタス・前掲書 407頁。

¹³ ヴィタタス・前掲書 409～425頁。

足りる事案であるか否かの決定を行う。次に、裁判官は、尋問手続を行い、提出された証拠に基づき、判決を下す。第一審判決に対して上訴がなされると、控訴裁判所において控訴審の審理が行われる。控訴審においては事実の再審理は行われず、法適用の誤りについてのみ審理され、判決が下される¹⁴。

なお、リトアニアでは、陪審制は採られておらず、単独又は合議体の裁判官により審理が行われる¹⁵。

VII 参考資料

以上、リトアニア法の概要を簡単に紹介してきたが、リトアニア法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等にははるかに少ない。しかし、脚注に記載した日本語の文献・論文等が参考となろう。

英語による情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: A GUIDE TO THE LITHUANIAN LEGAL RESEARCH」等が参考になる¹⁶。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.42 No.10』（国際商事法研究所、2014年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第25回 リトアニア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁴ https://e-justice.europa.eu/content_rights_of_defendants_in_criminal_proceedings_169-LT-en.do?clang=en

¹⁵ https://e-justice.europa.eu/content_rights_of_defendants_in_criminal_proceedings_169-LT-maximize-en.do?clang=en&idSubpage=3

¹⁶ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Lithuania1.htm>